佐賀県訓令甲第7号

県土づくり本部 伊万里土木事務所

井手口川ダム操作規程(平成24年佐賀県訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。 平成25年3月29日

受訓先中「伊万里土木事務所」を「ダム管理事務所」に改める。次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(洪水警戒体制)	(洪水警戒体制)
第10条 <u>伊万里土木事務所長</u> (以下「所長」という。)は、別に定めるところにより洪水が予想される場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。	第10条 <u>ダム管理事務所長</u> (以下「所長」という。)は、別に定めるところにより洪水が予想される場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。